



第12回小美玉市自治基本条例策定委員会



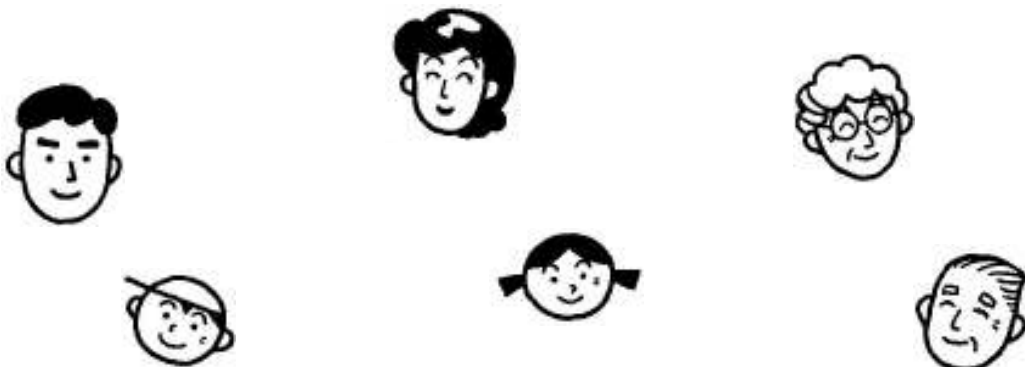
平成19年10月15日（月）午後1時30分～
四季文化館（みの～れ） 練習室1



～ プログラム ～

開 会

1. 前回の確認について
2. 最終素案の検討
3. 市民憲章の意見募集結果について
4. 次回策定委員の開催及び市長への最終答申日について
5. その他



ワーキングチーム検討結果

(市長の責務)

- 第11条 市長は市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。
 - 3 市長は市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(情報共有等)

- 第15条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 市民は、自己が保有する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。
 - 3 第1項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○ 市民憲章提出意見内容

三項目の

「互いに助け合い、ルールを守り、快適で住みやすいまちをつくります」
で如何でしょうか？

昨今の悲惨な交通事故の増加や酒酔い運転に対する罰則の強化などの状況も鑑み、当たり前と言えは当たり前ですが、「ルールを守る」を是非今回の憲章の中に加えて欲しいと思います。

憲章5項目の内容については適切だと思います。

しかし、どんなにすばらしい内容であっても、市民に理解され、親しまれなければ単なる「飾り物」になってしまいます。次の2点について私見を申し上げますので御一考いただければ幸いです。

- 1、「薫り高い」 薫りに 振り仮名をつけては。
- 2、「感謝の心を育み」 育みを「はぐくみ」または「育て」あるいは「育成し」としては。
「育み」は常用漢字にはあるが、音訓表にはないし、通常「はぐくみ」と表記されております。

小美玉市報道発表資料

小美玉市自治基本条例最終素案提出について

標記のことについて、別紙のとおり発表いたします。なお、本件に係る記者会見は予定しておりませんので、よろしくお願いたします。

小美玉市役所市長公室秘書広聴課

TEL 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

E-Mail : info@city.omitama.lg.jp

小美玉市自治基本条例最終素案の提出について

小美玉市では、「小美玉市自治基本条例策定委員会」を中心に自治基本条例づくりに取り組み、このほど最終素案を作成しました。

つきましては、下記の日程で最後の策定委員会を開催し市長へ提出いたします。

また、策定委員会では、自治基本条例と関連性のある「小美玉市市民憲章」についても検討しており、併せて最終素案の提出をいたします。

記

日 時 平成19年10月31日（水） 11:00～

場 所 小美玉市役所 政策会議室

小美玉市自治基本条例の今後のスケジュールとしまして、12月議会へ条例案の提出、1月から3月にかけて条例案の周知を行い、平成20年4月1日の施行を予定しております。

なお、自治基本条例は茨城県内での制定及び施行の事例はないと思われるため、県内初となります。

問い合わせ先

小美玉市役所市長公室 秘書広聴課

政策審議係 倉田・近藤

電話 0299-48-1111（内線1212）

小美玉市自治基本条例策定委員会次第

平成19年10月31日（水） 11時から
小美玉市役所 2階 政策会議室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 最終素案の確認（自治基本条例及び市民憲章）

（市長入室）

4. 委員長あいさつ
5. 市長あいさつ
6. 自治基本条例最終素案及び市民憲章案の提出
7. 閉会